

# 「Mizuho Insight Portal」 利用規約

## 第 1 条（本規約の適用）

本規約は、株式会社みずほ銀行（以下「当行」という）が「Mizuho Insight Portal」の名称で提供する各種統計データの閲覧、データダウンロードができるサービス（以下「本サービス」という）の取扱いに関する事項について定めるものである。本サービスの利用を申し込む者（以下「申込者」という）は、本規約に同意の上で、本サービスの利用を申し込むものとする。

## 第 2 条（定義）

1. 「カスタムメニュー」とは、別途当行との間でカスタムメニュー契約書を締結した契約者に対し、基本メニューと異なる形式で統計データを構築・提供するメニューをいう。
2. 「基本メニュー」とは、当行所定の形式で統計データを構築・提供するメニューをいう。
3. 「本契約」とは、第 4 条に基づき成立する申込者と当行の間の契約をいう。なお、契約成立後の申込者を「契約者」という。
4. 「本ツール」とは、当行が本サービスを提供するために用意するインターフェース、プログラム、ウェブサイト、ツールなどの総称をいう。
5. 「本件分析結果」とは、当行が保有する各種情報やオープンデータを分析し、統計化した情報であり、本ツールを利用して閲覧またはダウンロードできる情報をいう。
6. 「二次利用オプション」とは、本サービスを契約者の顧客企業（契約者に対して自社商品もしくは自社サービスの改善の検討を依頼する企業をいい、以下「顧客企業」という。）の商品またはサービスの改善の検討目的として本サービスを利用するオプションをいう。
7. 「カスタムライトオプション」とはカスタムメニューにより作成した本件分析結果のダウンロードのみを行い、本ツールの継続利用をしないオプションをいう。

## 第 3 条（サービス内容）

1. 本ツールの利用方法および本件分析結果の種類、内容、利用条件等については、当行が別途定めたとうえで、本サービスのウェブサイト上に掲載するものとする。
2. 当行は、本サービスのウェブサイト上に掲載することをもって、本ツールの利用方法および本件分析結果の種類、内容、利用条件等について、追加、廃止、変更等することができるものとする。

## 第 4 条（契約の成立等）

1. 申込者は、別途当行が定める方法により本サービスの利用を申し込むものとし、かかる申込みをもって本規約に定める条件を承諾したものとみなす。
2. 申込者は、本サービスの利用を申し込むにあたり、本ツールを利用するための ID を付与される者

(以下「ユーザー」という)を指定し、当行に対し、当行所定の書面にて申告するものとする。

3. 申込者は、カスタムメニューの利用を申し込む場合、あらかじめ当行とカスタム内容を協議の上、別途カスタムメニュー契約書を締結するものとする。
4. 前三項に定める申込みに対して、当行が承諾の意思表示をしたときに、本規約に定める条件を内容とする契約が成立するものとする。当行は、当該承諾の意思表示を、申込時に申告されたメールアドレス宛に電子メールを送信する方法によって行うものとする。
5. 当行は、第1項および第2項に定める申込みに対して、当行独自の基準により本サービスの利用に適さないと判断した場合、理由を開示せず承諾を拒絶する場合があります、これに関して当行は何らの責任を負わないことを確認する。
6. 契約者は、第4項に基づき契約が成立した後、ユーザーの登録を変更する場合には、当行に対し、当行所定の書面にて申告し、当行の承諾を得るものとする。

## 第5条 (利用料)

1. 本サービスの利用料(以下「利用料」という)は、当行が別途定める金額とする。
2. 契約者は、本契約の成立日の属する月の翌月から、前項に定める利用料を毎月1日締めで毎月月末までに支払うものとする。なお、理由の如何を問わず本契約が月の途中で終了した場合においても、契約者は当月分の利用料を支払うものとする。
3. 契約者は、カスタムメニューを利用する場合には、利用料とは別途カスタムメニュー契約書で合意した初期導入費用を支払うものとする。また、前項にかかわらず、契約者は、カスタムメニューを利用する場合は、本契約の成立日が各月の10日以前の場合には当該成立日の属する月から利用料を支払うものとする。
4. 契約者は、本条に基づく利用料および初期導入費用を口座引落としまたは銀行振込の方法により支払う。支払いに必要な手数料は契約者の負担とし、領収書等は発行しないものとする。
5. 契約者は、本サービスを利用するために必要な一切の費用(通信費や利用環境にかかる費用を含む)を負担する。

## 第6条 (本サービスの利用の条件)

1. 契約者は、次の各号に定める事項を遵守する。
  - (1) 本サービスの利用に際して、個人情報保護法その他の法令を遵守し、第三者の個人情報、プライバシー、人格権等を不当に侵害しないこと。
  - (2) 本件分析結果の内容を、契約者の自社商品または自社サービスの改善の検討目的のみに利用するものとし、契約者以外の第三者の商品または自社サービスの改善の検討のために利用するな

ど、その他一切の目的のために利用しないこと。

- (3) 本件分析結果の内容を第三者に開示しないこと。ただし、自社商品または自社サービスの改善の検討目的のために必要最小限の範囲で特定の開示先に本規約に定める秘密保持義務と同等以上の義務を課したうえで開示する場合は除く。なお、この場合においても本件分析結果の内容を不特定多数の第三者に閲覧させる場合、当該利用方法について事前に当行の書面等（電子メールを含む）による承諾を得なければならない。
  - (4) 本件分析結果に表示される地図情報を複製（印刷する行為を含む）する場合、別途当行の指示に従い、著作権表示および許諾番号を表示させるとともに、当行が指示する範囲内の仕様とすること。
  - (5) 本件分析結果の内容を、公序良俗に反する態様、第三者の信用を毀損する態様またはその他当行が不適切と判断する態様で利用しないこと。
  - (6) ユーザーは契約者または業務委託先の役職員に限るものとし、ユーザーに本規約を遵守させること。
  - (7) その他当行が不当な利用と認める用法にて本サービスを利用しないこと。
2. 契約者は、本サービスおよび本件分析結果については、当行の保有する過去データならびに当行が権利を保有するアルゴリズムに基づく推計値、予測値が含まれているが、当行は、その信頼性、正確性、完全性、有効性、特定目的への適合性、有用性、継続性について保証せず、これらに起因して契約者が何らかの損害を被ったとしても、当該損害につき責任を負わないことを了承する。
  3. 契約者による本サービスおよび本件分析結果の利用に関連して当行が第三者から何らかの請求（損害賠償の請求、使用差止の請求など内容の如何を問わず、また訴訟の継続の有無を問わない）を受けた場合、契約者は、自己の責任と費用でこれを解決し、当行にいかなる迷惑もおよぼさず、また当行が被った損害を補償する。ただし、当該請求が当行の責に帰すべき事由による場合はこの限りでない。
  4. 契約者による本サービスおよび本件分析結果の利用について、契約者が本条第1項各号に定める事項に違反していると当行が判断した場合、当行は契約者に対し本サービスおよび本件分析結果の利用の中止を求めることができ、当行が当該中止を求めたときは、契約者は直ちに当行の指示に従い本サービスおよび本件分析結果の利用を中止し、本件分析結果の削除、廃棄その他の当行が求める措置を講じなければならない。

## **第7条（本ツールの提供条件）**

1. 当行は、契約者が本契約を遵守することを条件として、本ツールへアクセスし、またはこれを使用する権利を契約者に付与する。
2. 契約者は、本ツールにアクセスし、これを使用するにあたり、以下に定める事項を遵守する。
  - (1) 本ツールを当行の指定する使用方法、使用目的に従い、本サービスの利用、管理、確認を行う

目的にのみ使用すること。

- (2) 本ツールの正常な作動を妨げる行為、および妨げようと試みないこと（当行が不適切と判断した態様でシステムへの負荷を与える行為を含む）。
  - (3) 本ツールを改変、変更する行為（リバースエンジニアリングを含む）、また本ツールに含まれる知的財産権、その他一切の権利を侵害する行為をしないこと。
  - (4) 自動化されたソフトウェア等の手段を用いて本ツールを使用しないこと。
  - (5) 本ツールおよび関連する ID、パスワード、その他本ツールを使用するための一切の情報は、契約者の責任において適切に使用、管理すること。なお、契約者は、ユーザーについて、氏名、所在、連絡先、権限付与期間などを適切に管理し、当該管理の状況を記録のうえ、本契約期間中保存すること。
3. 当行は、本ツールを使用して実施された本サービスの利用については、契約者が実施したものとみなし、これによって契約者が被った損害について責任を負わないものとする。
  4. 契約者は、本ツールの ID、パスワードの漏えい、不正使用等が判明した場合、直ちに書面または電子メールにて当行に報告し、当行からの指示がある場合には、これに従う。
  5. 契約者は、当行が本サービスの維持、品質向上または新たなサービス検討等の目的のために契約者の本ツールの利用状況に関するログ等を収集、分析することについて予め承諾するものとする。
  6. 契約者が第 2 項第 1 号から 5 号に違反する方法またはその他の方法により本件ツールに不正なアクセスを行ったと当行が判断した場合、当行は契約者に対して当該方法による不正なアクセスの中止及び改善等を指示することができ、契約者は当該指示に従わなければならない。この場合、当行は契約者による本ツールおよび本件サービスの利用の停止または第 1 2 条に基づく本契約の解除をすることができる。

## 第 8 条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約の成立日からその 5 ヶ月後の日が属する月の末日までとする。
2. 前項の定めにかかわらず、有効期間満了の 1 ヶ月前までに、契約者より当行が定める方法により本契約解約の申し込みがなされない限り本契約は自動的に 1 ヶ月間更新するものとし、以後も同様とする。
3. 本契約の有効期間満了後といえども、本規約第 6 条第 2 項および第 3 項、第 7 条第 3 項および第 5 項、第 10 条第 2 項、第 11 条、第 13 条第 3 項および第 4 項、第 14 条、第 15 条、第 17 条および第 18 条は引き続きその効力を有するものとする。

## 第 9 条（中途解約）

1. 当行は、契約者に対し 1 ヶ月前までに書面にて通知することにより、本契約を解約することができる。

2. 前項に基づき本契約を解約した場合の本規約の効力については、前条第3項の定めに基づき準ずるものとする。

#### **第10条（権利の帰属）**

1. 本件分析結果に関する一切の権利は当行に帰属するものとし、当行は契約者に対し、本契約の有効期間中、本契約の定める条件に従い、本件分析結果を利用することを許諾する。
2. 本契約が終了した場合、契約者は直ちに本件分析結果の利用を中止し、さらに本件分析結果の削除、廃棄その他当行が求める措置を講じなければならない。ただし、社内決裁資料に不可分の形式で付属している本件分析結果が存在する場合には、当該本件分析結果については、本契約に定める義務を引き続き負うことを条件として保管を継続できるものとする。

#### **第11条（譲渡等の禁止）**

1. 契約者は、本契約に基づく地位および権利義務の全部または一部を、当行の書面による承諾を事前に得ることなく、第三者に譲渡、質入、貸与もしくは承継させる等の処分をし、または使用させてはならない。
2. 契約者は、本ツールのID、パスワードおよび本件分析結果について、第三者に譲渡、質入、貸与もしくは承継させる等の処分をし、または使用させてはならない。

#### **第12条（契約の解除）**

1. 当行は、契約者が本契約に定める義務の全部または一部に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に是正または履行しない場合、本契約につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または本契約を解除することができる。
2. 当行は、契約者が次の各号の一に該当する場合、何らの事前の通知、催告なしに、直ちに本契約につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または本契約を解除することができる。
  - (1) 利用料の支払いを怠ったとき
  - (2) 財産または信用状態の悪化等により、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てがなされ、または租税公課を滞納し督促を受けたとき
  - (3) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき
  - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立てがあったときまたは解散（法令に基づく解散を含むが、合併による解散を含まない）、清算もしくは私的整理の手続に入ったとき
  - (5) 会社分割、資本減少、事業の廃止、休止または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき

- (6) 手形もしくは小切手を不渡とし、その他支払不能または支払停止となったとき
  - (7) 主要な株主または経営陣の変更がなされ、他の当事者によって本契約を継続することを不適当と判断されたとき
  - (8) 法令に違反したとき
3. 本条に基づく契約の解除は、当行による契約者に対する損害賠償の請求を妨げない。

### 第 13 条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、自己またはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人または媒介者（以下「関係者」という）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、ならびに次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 契約者は、自らまたはその関係者が、直接的にまたは間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - (5) その他(1)～(4)に準ずる行為
3. 当行は、契約者が反社会的勢力もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、契約者に対して催告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除することができ、これによってこうむった損害の賠償を請求できるものとする。
4. 当行は、前項の規定に基づく本契約の全部または一部の解除により契約者に損害が生じた場合にお

いても、契約者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

#### **第 14 条（秘密保持義務）**

1. 当行および契約者は、本契約を通じて知り得た相手方の秘密であって、開示にあたり相手方が秘密である旨を明示した情報（以下「秘密情報」という）を、本契約の有効期間中および本契約終了後 5 年間厳に秘密として保持し、本契約で特に認められた場合を除き、相手方（本件分析結果については当行を指す）の書面による事前の承諾（本件分析結果については当行の電子メールによる承諾を含む）なしに第三者に開示、提供、漏洩してはならず、また、本契約で特に認められた場合を除き、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、法令等に基づき開示命令または要請が公的機関よりなされた場合は、その命令または要請に応じる限りにおいて、開示者へのすみやかな通知を行うことを条件として開示することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、秘密情報に当たらないものとする。
  - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
  - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
  - (3) 開示の時点で公知の情報
  - (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
  - (5) 開示後に正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報
3. 第 1 項の定めにかかわらず、当行および契約者は、秘密情報を、本契約の目的遂行に必要な範囲に限り、本条と同等以上の秘密保持義務を負う自社および自社の親会社の役職員に開示することができるほか、弁護士または税理士などの法律上秘密保持義務を負う第三者に対して開示することができる。ただし、当行および契約者は、本項に基づき第三者に情報を開示する場合、当該第三者による秘密情報の取扱いについて一切の責任を負う。

#### **第 15 条（責任の制限）**

1. 本サービスの内容および本件分析結果は、契約者の意思と責任において評価され使用されるものとし、当行は、当行に責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、いかなる場合も契約者その他第三者による本サービスおよび本件分析結果について責任を負わない。
2. 本契約に基づき当行が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の賠償額は、利用料の 1 ヶ月分を上限とする。

#### **第 16 条（本規約の変更）**

1. 当行は、契約者の承諾を得ることなく、民法 548 条の 4 の定めに基づき、本規約を変更することができる。

2. 本規約を変更するときは、当行は、その内容および変更日を契約者に通知し、または本サービスのウェブサイト上に掲載（または契約者が申告したメールアドレス宛に電子メールを送信する方法も含む）する。本規約は掲載された変更日をもって変更後の内容に従って効力を生じるものとする。
3. 前項に定める本規約の変更に関し、契約者に費用または損害等が生じた場合であっても、当行は一切責任を負わないものとする。

#### **第 17 条（準拠法・裁判管轄）**

1. 本規約及び本規約に基づく諸取引の準拠法は日本法とする。
2. 本規約及び本規約に基づく諸取引に関する一切の訴訟は、その訴額に応じて、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第 18 条（協議解決）**

本規約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、契約者と当行との間で信義誠実の原則に従って協議し、円満に解決を図るものとする。

#### **第 19 条（二次利用オプション・カスタムメライトオプションの利用）**

契約者は、二次利用オプションまたはカスタムメライトオプションを利用する場合には、当行が別途定める特則にあらかじめ同意するものとする。

#### **【二次利用オプションを利用する場合の特則】**

契約者が、二次利用オプションを利用する場合、本規約第 6 条、第 10 条および第 15 条の規定を以下のとおり読み替えるものとする。

#### **第 6 条（本サービスの利用条件）**

1. 契約者は、次の各号に定める事項を遵守する。
  - (1) 本サービスの利用に際して、個人情報保護法その他の法令を遵守し、第三者の個人情報、プライバシー、人格権等を不当に侵害しないこと。
  - (2) 本件分析結果の内容を、契約者の自社商品もしくは自社サービスの改善の検討目的または顧客企業の商品もしくはサービスの改善の検討目的のみに利用するものとし、その他一切の目的のために利用しないこと。
  - (3) 前号に定める目的のために顧客企業に本件分析結果を開示する場合、本件分析結果に当行が指

定する表記（データ引用元として「(株) みずほ銀行 Mizuho Insight Portal」等）を行うとともに、当該顧客企業に対し、本契約に基づき契約者が負担する義務と同様の義務を負わせたうえで遵守させ、また、顧客企業による本件分析結果の利用について一切の責任を負うこと。

- (4) 本件分析結果の内容を契約者および顧客企業以外の第三者に開示しないこと。ただし、自社商品もしくは自社サービスの改善の検討目的または顧客企業の商品もしくはサービスの改善の検討目的のために必要最小限の範囲で特定の開示先に本規約に定める秘密保持義務と同等以上の義務を課したうえで開示する場合は除く。なお、この場合においても本件分析結果の内容を不特定多数の第三者に閲覧させる場合、当該利用方法について事前に当行の書面等（電子メールを含む）による承諾を得なければならない。
- (5) 本件分析結果に表示される地図情報を複製（印刷する行為を含む）する場合、別途当行の指示に従い、著作権表示および許諾番号を表示させるとともに、当行が指示する範囲内の仕様とすること。
- (6) 本件分析結果の内容を、公序良俗に反する態様、第三者の信用を毀損する態様またはその他当行が不適切と判断する態様で利用しないこと。
- (7) ユーザーは契約者または業務委託先の役職員に限るものとし、ユーザーに本規約を遵守させること。
- (8) その他当行が不当な利用と認める用法にて本サービスを利用しないこと。

2. 契約者は、本サービスおよび本件分析結果については、当行の保有する過去データならびに当行が権利を保有するアルゴリズムに基づく推計値、予測値が含まれているが、当行は、その信頼性、正確性、完全性、有効性、特定目的への適合性、有用性、継続性について保証せず、これらに起因して契約者または顧客企業が何らかの損害を被ったとしても、当該損害につき責任を負わないことを了承し、顧客企業をして了承させる。
3. 契約者または顧客企業による本サービスおよび本件分析結果の利用に関連して当行が第三者から何らかの請求（損害賠償の請求、使用差止の請求など内容の如何を問わず、また訴訟の継続の有無を問わない）を受けた場合、契約者は、自己の責任と費用でこれを解決し、当行にいかなる迷惑もおよぼさず、また当行が被った損害を補償する。ただし、当該請求が当行の責に帰すべき事由による場合はこの限りでない。
4. 契約者または顧客企業による本サービスおよび本件分析結果の利用について、契約者または顧客企業が本条第1項各号に定める事項に違反していると当行が判断した場合、当行は契約者に対し本サービスおよび本件分析結果の利用の中止を求めることができ、当行が当該中止を求めたときは、契約者は直ちに当行の指示に従い本サービスおよび本件分析結果の利用を中止し、本件分析結果の削除、廃棄その他の当行が求める措置を講じ、また顧客企業に対して同様の措置を講じさせなければならない。

## 第 10 条（権利の帰属）

1. 本件分析結果に関する一切の権利は当行に帰属するものとし、当行は契約者に対し、本契約の有効期間中、本契約の定める条件に従い、本件分析結果を利用することを許諾する。
2. 本契約が終了した場合、契約者は直ちに本件分析結果の利用を中止し、さらに本件分析結果の削除、廃棄その他当行が求める措置を講じ、また顧客企業に対して同様の措置を講じさせなければならない。ただし、契約者または顧客企業の社内決裁資料に不可分の形式で付属している本件分析結果が存在する場合には、当該本件分析結果については、本契約に定める義務を引き続き負うことを条件として保管を継続できるものとする。

## 第 15 条（責任の制限）

1. 本サービスの内容および本件分析結果は、契約者および顧客企業の意思と責任において評価され使用されるものとし、当行は、当行に責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、いかなる場合も契約者または顧客企業その他第三者による本サービスおよび本件分析結果について責任を負わない。
2. 本契約に基づき当行が契約者または顧客企業に対して損害賠償責任を負う場合の賠償額は、合計して利用料の 1 ヶ月分を上限とする。

### 【カスタムライトオプションを利用する場合の特則】

契約者が、カスタムライトオプションを利用する場合、本規約第 7 条および第 8 条の規定を以下のとおり読み替えるものとする。

## 第 7 条（本ツールの提供条件）

1. 当行は、契約者が本契約を遵守することを条件として、本ツールへアクセスし、またはこれを使用する権利を契約者に付与する。ただし、カスタムライトオプションのみを利用する契約者に対しては、ダウンロード機能を除く一部の機能を制限するとともに、ダウンロード機能についても、カスタムメニュー契約書に定める契約期間満了日が属する月の翌月 20 日をもって提供を終了する。
2. 契約者は、本ツールにアクセスし、これを使用するにあたり、以下に定める事項を遵守する。
  - (1) 本ツールを当行の指定する使用方法、使用目的に従い、本サービスの利用、管理、確認を行う目的にのみ使用すること。
  - (2) 本ツールの正常な作動を妨げる行為、および妨げようと試みないこと（当行が不適切と判断した態様でシステムへの負荷を与える行為を含む）。
  - (3) 本ツールを改変、変更する行為（リバースエンジニアリングを含む）、また本ツールに含まれる知的財産権、その他一切の権利を侵害する行為をしないこと。
  - (4) 自動化されたソフトウェア等の手段を用いて本ツールを使用しないこと。

(5) 本ツールおよび関連する ID、パスワード、その他本ツールを使用するための一切の情報は、契約者の責任において適切に使用、管理すること。なお、契約者は、ユーザーについて、氏名、所在、連絡先、権限付与期間などを適切に管理し、当該管理の状況を記録のうえ、本契約期間中保存すること。

3. 当行は、本ツールを使用して実施された本サービスの利用については、契約者が実施したもののみなし、これによって契約者が被った損害について責任を負わないものとする。
4. 契約者は、本ツールの ID、パスワードの漏えい、不正使用等が判明した場合、直ちに書面または電子メールにて当行に報告し、当行からの指示がある場合には、これに従う。
5. 契約者は、当行が本サービスの維持、品質向上または新たなサービス検討等の目的のために契約者の本ツールの利用状況に関するログ等を収集、分析することについて予め承諾するものとする。
6. 契約者が第 2 項第 1 号から 5 号に違反する方法またはその他の方法により本件ツールに不正なアクセスを行ったと当行が判断した場合、当行は契約者に対して当該方法による不正なアクセスの中止及び改善等を指示することができ、契約者は当該指示に従わなければならない。この場合、当行は契約者による本ツールおよび本件サービスの利用の停止または第 1 2 条に基づく本契約の解除をすることができる。

#### **第 8 条 (契約期間)**

1. 本契約の有効期間は、本契約の成立日からカスタムメニュー契約書に定めるデータの利用期間満了日までとする。
2. 本契約の有効期間満了後といえども、本規約第 6 条第 2 項および第 3 項、第 7 条第 3 項および第 5 項、第 10 条第 2 項、第 11 条、第 13 条第 3 項および第 4 項、第 14 条、第 15 条、第 17 条および第 18 条は引き続きその効力を有するものとする。

以上

2020 年 11 月制定